

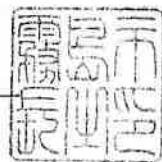
霧島市公告第 276 号

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和2年9月30日

霧島市長 中重 真



1 經営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

霧島市農林水産部林務水産課窓口。なお、当該計画は霧島市ホームページにも掲示している。

3 権利の設定

本公告により、霧島市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。

別紙

経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間
集-上小川1	霧島市国分上小川4004-1	25工11	山林	0. 76	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
集-上小川2	霧島市国分上小川3968	25カ48	山林	0. 04	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
集-上小川3	霧島市国分上小川4051	25工44	山林	0. 11	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
集-上小川4	霧島市国分上小川4052	25工45	山林	0. 19	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
集-上小川7-1	霧島市国分上小川3933-1	25カ10	山林	1. 09	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
集-上小川7-2	霧島市国分上小川3933-2	25カ11	山林	0. 11	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
集-上小川9	霧島市国分上小川3911-20	25イ10	山林	0. 03	2020.10. 1	2031.3. 31(10年6ヶ月)
計					2. 33	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集-上小川11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称)		霧島市長 中重 真一		(所在地)		霧島市国分中央3-45-1	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番 号 所	在 地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	経 営 管 理 権 の 始 期	経 営 管 理 権 の 終 期	経 営 管 理 権 に 基 づ いて 行 わ れ る 経 営 管 理 の 内 容 (C)	木 材 の 販 売 に よ る 収 益 か ら 伐 採 等 に 要 す る 経 費 を 控 除 し て な お 利 益 が あ る 場 合 に お い て 甲 に 支 払 う べ き 時 期 、 相 手 方 及 び 方 法 (D) の 額 の 算 定 方 法
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

写真紙のとおり

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙) 霧島市長 中重 真一 住 所 (同上)
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上)

印	印
---	---

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特別手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される部分を特定することができることとし、森林簿にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこころにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する事業を実施すること。

（2）受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められないと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に補助金を差し引いた額。以下同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に森林作業道その他の施設を設置し、又は当該森林に設立入り及び施設の利用等の施設を設置した路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は当該森林に設置さざることができる。
- ⑧ 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには乙が（経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- （9）森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行ふこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定めること。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができる」とし、甲はこれを承諾すること。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に織り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施する事が不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したときは
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたときは
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失がある場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき経営管理受益権に帰属するものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
					<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ ては、存続期間中に間伐を実施するものとする。</p> <p>○ ては、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りを行う。</p> <p>○ ては、当該森林に森林経営管理法に基づく経営管理権を設定していることを明確にするため、看板の設置等その他公示の措置を講じるものとする。</p>

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	＜経営管理実施権が設定される場合＞
(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(1) 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。	(1) 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。	(1) 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。	(1) 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
(2. 木材の販売収益の額の算定方法)	(2. 木材の販売収益の額については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	(2. 木材の販売収益の額については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。	(2. 伐採等に要する経費の額については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価を掛けて算定した額と実際に運材に要した経費の合計の額とする。	(2. 伐採等に要する経費の額については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。
(3. 伐採等に要する経費の額については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額とする。				
(4. 留意事項)				
(1) 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持出しの必要がなくなるまでとする。				
(2. 留意事項)				
(2) 乙が経営管理を行つたために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。				
(3. 留意事項)				
(3) 乙が経営管理を行つたために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	(3) 乙が経営管理を行つたために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	(3) 乙が経営管理を行つたために要した絏費の実費が上記（3. 伐採等に要する絏費の算定方法）により算定された絏費の額を上回る場合には、その差額は絏営管理実施権者が負担するものとする。	(3) 乙が絏営管理を行つたために要した絏費の実費が上記（3. 伐採等に要する絏費の算定方法）により算定された絏費の額を上回る場合には、その差額は絏営管理実施権者が負担するものとする。	(3) 乙が絏営管理を行つたために要した絏費の実費が上記（3. 伐採等に要する絏費の算定方法）により算定された絏費の額を上回る場合には、その差額は絏営管理実施権者が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座